



重要事項説明書ってどんなもの？



A. 運営規程と対になる書類なんだよ。

重要事項説明書は、[運営規程](#)と対になる重要な書類なんだ。

利用者との[契約](#)のときには、[説明責任](#)があるよ。

必ず利用者本人(または保護者)に重要事項について説明をして確認を受けて、署名・押印を貰わなくっちゃいけないんだ。

重要事項説明書は、[利用契約書](#)と内容が重なる部分もあるけど、主な記載事項は、以下のとおりだよ。

- ・法人概要(名称、住所、電話番号、FAX番号など)
- ・事業所概要(名称、住所、電話番号、FAX番号など)
- ・運営方針
- ・営業日
- ・営業時間、[サービス提供時間](#)など
- ・[職員体制](#)
- ・[提供サービスの内容](#)と料金および[利用者負担額](#)
- ・[利用料・その他の費用と支払い](#)の方法
- ・[相談窓口](#)
- ・[虐待防止](#)について
- ・[サービス提供の記録](#)
- ・[事故発生時](#)の損害賠償を含む対応
- ・[緊急時の対応方法](#)
- ・[苦情解決](#)の体制および手順、苦情相談の窓口
- ・重要事項の説明日
- ・重要事項説明の確認署名欄

の16項目は必須だよ。

重要事項説明書も2部同じものを作成して、署名・押印・割り印は利用契約書と同じだよ。ひとつは事業所保管、もう一つは利用者保管、ということも同じだね。

《[MENU](#)》

《[構造化・視覚化ってなに？](#)

[事故が起こったらどうするの？](#)》